

第1章

総則

1 通関業法の目的（通関業法第1条）

通関手続は一般に複雑であり、特殊な知識や経験を必要とするため、輸出入者は通関業者に依頼し、通関業者が輸出入者に代わって手続を代理・代行するのが実態である。

また、関税の申告・納付は、申告者が適正に納税申告を行っていることを前提に、各種の手続が進められる点を忘れてはならない。

問題 空欄を補充しなさい。

通関業法は、()についてその業務の()、()等必要な事項を定め、その業務の()な運営を図ることにより、関税の()その他貨物の通関に関する手続の()かつ迅速な実施を確保することを目的とする。



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業法の目的」またはこれに類する単元の過去問に取り組みましょう。

（過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※単元名は完全に一致しない場合があります。

2 通関業務の定義（通関業法第2条）

問題1 空欄を補充しなさい。

通関業務の範囲は

- (1) () の代理
- (2) () の代理
- (3) () に対してする () 又は () の代行
- (4) () の作成



主として倉庫業者、運送業者の行う手続であって通関手続に先行する又は後続する手続は、通関手続には含まれない。

例：外国貨物の仮陸揚届、保税運送の承認申告、見本の一時持出許可申請

(1) 通関手続の代理

- ア 輸出（積戻しを含む）又は輸入の申告からそれぞれの許可まで
- イ 特例輸入者の承認申請から承認まで
- ウ 特定輸出者の承認申請から承認まで
- エ 船（機）用品の積込申告から承認まで
- オ 保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置くことの承認申請から承認まで
- カ 保税展示場に外国貨物を入れることの申告から承認まで
- キ 保税工場において外国貨物を保税作業に使用することの承認申請から承認まで
- ク 総合保税地域において外国貨物を加工、展示等することの承認申請から承認まで

上記手続の過程においては次の手続が含まれる。

■ 輸出入申告と関連して、() からそれぞれの () 又は () を受けるまで

- ・関税の減免税の申請
- ・指定地外貨物検査許可申請
- ・開港時間外の事務の執行を求める届出
- ・輸入許可前引取承認申請

■ 輸入許可後に行われるものを含む

- ・修正申告
- ・更正の請求
- ・納期限の延長申請
- ・特例申告
- ・その他関税の確定及び納付に関する手続

■ その他

- ・輸出許可後の船名、数量等の変更申請

(2) 不服申立ての代理

関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してその依頼者を代理して行う。

- ア 税関長に対する再調査の請求の代理
- イ 財務大臣に対する審査請求の代理

(3) 税関官署に対する主張又は陳述の代行

税関官署に対して行う通関手続、不服申立て、関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき（ ）に対する主張・陳述の代行

(4) 通関書類の作成

通関手続又は不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類で、税関官署又は財務大臣に提出するものをいう。

これには電磁的記録を含む。

ア 通関手続の代理に関する手続の書類

- ① 輸出（積戻し）申告書
- ② 輸入（納税）申告書、輸入（引取）申告書
- ③ 特定輸出者の承認申請書
- ④ 特例輸入者の承認申請書
- ⑤ 外国貨物船（機）用品積込申告書、内国貨物船（機）用品積込申告書
- ⑥ 蔓入承認申請書
- ⑦ 移入承認申請書
- ⑧ 総保入承認申請書
- ⑨ 展示等申告書
- ⑩ 関税減免税申請書（明細書）
- ⑪ 指定地外検査許可申請書
- ⑫ 開庁時間外の事務の執行を求める届出書
- ⑬ 輸入許可前引取承認申請書
- ⑭ 関税更正請求書
- ⑮ 関税修正申告書
- ⑯ 特例申告書
- ⑰ 船名数量等変更申請書

イ 不服申立ての代理に関する手続の書類

- ① 再調査の請求書
- ② 審査請求書

ウ 税関官署に対して行う主張又は陳述の代行に関する手続の書類

- ① 主張又は陳述書

(5) 押印義務の廃止

行政のデジタル化という観点から、一部の例外（保証書・補償通知書）を除き、税関へ提出する書類への押印及び署名を廃止し、ほぼ全ての手続において不要となった。

(6) その他の定義

「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう。

「通関業者」とは、通関業法の規定による通関業の許可を受けた者をいう。

「通関士」とは、通関業法の規定による財務大臣の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

問題2 空欄を補充しなさい。

「業として通関業務を行う」とは、()をもって通関業務を()して
行い、又は()して行う意思をもって行う場合をいう。
この場合において()が()か()か()かは問わないものとし、
通関業務が他の業務に附帯して()で行われる場合もこれに該当する。



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通関業務」、「通関業務及び関連業務」またはこれらに類する単元の過去問に取り組みましょう。

(過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。)

※単元名は完全に一致しない場合があります。